



栃木県公報

令和8(2026)年
1月30日(金)
号外
第5号

目次

人事委員会

- 職員の任用に関する規則の一部改正..... 1

人事委員会

栃木県人事委員会規則第1号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年1月30日

栃木県人事委員会委員長 茂 呂 和 巳

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(平成28年栃木県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第2(第8条関係)				別表第2(第8条関係)			
採用試験の種類	区分試験	受 驗 資 格	採用試験の種類	区分試験	受 驗 資 格	略	略
警察官採用試験	大学卒業者(男性)	合格者の発表の日の属する年度の4月1日における年齢が <u>35歳未満</u> の男性であって、次に掲げるもの 1・2 略	警察官採用試験	大学卒業者(男性)	合格者の発表の日の属する年度の4月1日における年齢が <u>33歳未満</u> の男性であって、次に掲げるもの 1・2 略	大学卒業者(女性)	合格者の発表の日の属する年度の4月1日における年齢が <u>33歳未満</u> の女性であって、次に掲げるもの 1・2 略
	大学卒業者(女性)	合格者の発表の日の属する年度の4月1日における年齢が <u>35歳未満</u> の女性であって、次に掲げるもの 1・2 略		高校卒業者等(男性)	合格者の発表の日の属する年度の4月1日における年齢が <u>17歳以上35歳未満</u> の男性であって、この表の大学卒業者(男性)の項に定める受験資格のないもの	高校卒業者等(女性)	合格者の発表の日の属する年度の4月1日における年齢が <u>17歳以上33歳未満</u> の男性であって、この表の大学卒業者(男性)の項に定める受験資格のないもの
	高校卒業者等(男性)	合格者の発表の日の属する年度の4月1日における年齢が <u>17歳以上35歳未満</u> の女性であって、この表の大学卒業者(女性)の項に定める受験資格のないもの		高校卒業者等(女性)	合格者の発表の日の属する年度の4月1日における年齢が <u>17歳以上33歳未満</u> の女性であって、この表の大学卒業者(女性)の項に定める受験資格のないもの		
	武道指導	合格者の発表の日の属する年度の4月1日における年齢が <u>17歳以上35歳未満</u> の者で		武道指導	合格者の発表の日の属する年度の4月1日における年齢が <u>17歳以上33歳未満</u> の者で		

	あって、柔道又は剣道に卓越した技能を有するもの		あって、柔道又は剣道に卓越した技能を有するもの
警察官 (特別区分)採用試験	国際検査官	次に掲げる者であって、人事委員会が定める語学の堪能なもの 1 合格者の発表の日の属する年度の4月1日における年齢が21歳以上 <u>35歳</u> 未満の者 2 略	次に掲げる者であって、人事委員会が定める語学の堪能なもの 1 合格者の発表の日の属する年度の4月1日における年齢が21歳以上 <u>33歳</u> 未満の者 2 略
	財務検査官	次に掲げる者であって、財務会計に関する専門的知識を有するもの 1 合格者の発表の日の属する年度の4月1日における年齢が21歳以上 <u>35歳</u> 未満の者 2 略	次に掲げる者であって、財務会計に関する専門的知識を有するもの 1 合格者の発表の日の属する年度の4月1日における年齢が21歳以上 <u>33歳</u> 未満の者 2 略
	サイバー犯罪検査官	合格者の発表の日の属する年度の4月1日における年齢が17歳以上 <u>35歳</u> 未満の者であって、情報処理技術者試験(情報セキュリティマネジメント試験、ITパスポート試験及び初級システムアドミニストレータ試験を除く。)又は情報処理安全確保支援士試験に合格したもの	合格者の発表の日の属する年度の4月1日における年齢が17歳以上 <u>33歳</u> 未満の者であって、情報処理技術者試験(情報セキュリティマネジメント試験、ITパスポート試験及び初級システムアドミニストレータ試験を除く。)又は情報処理安全確保支援士試験に合格したもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。